

【別紙】

公益社団法人日本歯科衛生士会

令和3年度 地域歯科衛生活動事業助成対象経費基準表

1 助成対象経費

科 目		支出基準の考え方
(1) 講師謝金	外部講師	外部講師の謝金額は「日本歯科衛生士会講師謝金等に関する規程」を準用する。
	歯科衛生士	歯科衛生士による講師への謝金は、謝金でなく「日本歯科衛生士会旅費規程」に定める <u>日当</u> を支払う。 (1日につき 2,600円)
	従事者	指導担当者への謝金は、「日本歯科衛生士会旅費規程」に定める <u>日当</u> を支払う。(1日につき 2,600円)
(2) 旅費交通費	外部講師および歯科衛生士、従事者	外部講師および歯科衛生士等による講師、指導担当者に <u>実費</u> による旅費(交通費)を支払う。 但し、実費による計算が難しい場合は1日につき <u>500円</u> を限度として支払う。
(3) 印刷製本費		印刷業者などに発注して作成する印刷代、コピー機を使用した印刷代にかかる経費とする。(リーフレット、パンフレット、冊子、マニュアル、案内チラシ、ポスター、研修会等での配布資料など) ※業者発注を行わない印刷による経費(用紙、インクカートリッジなど)は消耗品費とする。
(4) 通信運搬費		書類、物品等の運搬にかかる送料、郵券代は通信経費とする。 ※宅配料、切手、はがき代など
(5) 消耗品費		事業実施に必要な物品で、実施により消耗する物品、事務用品などで、実習用の消耗品、媒体や教材作成の資材費も含む。 ※備品購入は助成対象外です。
(6) 賃借料		事業実施のための会場使用料、OA機器リース料、備品レンタル料などの経費。
(7) その他		その他は、上記1～6に該当しない経費とする。

2 助成対象外経費

次の経費については助成対象外となります。

(1) 講師や参加者、スタッフの飲食費(お茶、菓子代、弁当代、飲食代)

(2) 実施により消耗しない備品の購入

※例 顎模型、計測機器類、印刷プリンター機器、デジタルカメラなど

(3) 事業実施にかかる講師および従事者等への謝金以外の雇上げ賃金

※例 調査結果入力作業、事務作業の雇用など